

お知らせ 10月号



社会保険労務士法人 作道事務所
行政書士 作道事務所
労働保険事務組合 栃木労働管理協会

TEL 0285-23-6172 FAX 0285-23-7279

ホームページ <https://www.sabg.jp>

E-mail slm_info@sabg.co.jp

社会保険労務士法人作道事務所運営 労働保険事務組合栃木労働管理協会
令和7年度 労働保険料確定申告・納付のご報告について

令和7年度確定保険料は事務受託事業所皆様のご理解により法定納期までに申告納付致しました。申告概要を次の通りご報告申し上げますので今後ともご理解並びにご支援の程よろしくお願い申し上げます。

受託事業所総数 438 件 常用使用労働者総数 4,201 人
事業主等特別加入者数 339 人 確定労働保険料申告・納付額 225,930,201 円

重要!

令和8年度 地域別最低賃金 **栃木県は 時給 1,125 円 (57 円増) に決定**

県名	時間額	発効日	都県名	時間額	発効日
栃木県	1,125 円	8 / 10 / 1	東京都	1,280 円	8 / 10 / 1
茨城県	1,136 円	8 / 10 / 18	群馬県	1,120 円	8 / 10 / 3

労働保険料 第2期分 納期 10月20日(火) ご準備を!

- ◎ 第2期分納期が近づき、保険料の通知書を同封しました。ご確認の上、納付の準備をお願いします。納付は、便利な自動振替制度をご利用ください。
- ◎ 自動振替 (T-net・無料) をご利用の場合は、ご指定の金融機関から自動引落しとなります。
- ◎ 振込の場合は、下記金融機関にお振込願います。振込手数料は、貴社にてご負担をお願いします。

振込先口座名義: 労働保険事務組合 栃木労働管理協会 理事長 作道 淑泰

※振込先口座名義が変更となりましたのでご注意ください。

足利小山信用金庫	栗宮支店	(普)	001131	足利銀行	小山支店	(普)	348146
栃木銀行	小山支店	(普)	3736001	足利銀行	栃木支店	(普)	1001191
常陽銀行	小山支店	(普)	234950	群馬銀行	小山支店	(普)	194633

カスハラ対策、求職者等に対するセクハラ対策が義務化されます!

セクハラ、マタハラ、パワハラに加えて10月1日からカスハラ対策及び求職者等に対するセクハラ対策(就活セクハラ対策)が義務化されました。

1.カスタマーハラスメントの定義

- ① 顧客等の言動であって、
 - ② 「社会通念上許容される範囲を超えた」ものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるもの
- 「社会通念上許容される範囲を超えた」とは、社会通念に照らし顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は手段や態様が相当でないもの

要求	言動の内容の妥当性	手段・態様が社会通念上	職場環境
正当なクレーム	○妥当	○相当	○害していない
カスハラ	△妥当でない	△相当でない	△害される

「言動の内容の妥当性」、「手段や態様」の一方のみが社会通念上許容される範囲を超える場合でもカスタマーハラスメントに該当する可能性があります。

◆事業主の措置義務(10項目)

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① カスハラには毅然と対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知する
- ② カスハラの内容及びあらかじめ定めた対処の内容を労働者に周知する

◆相談体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④ 相談窓口担当者が適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥ 被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦ 再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保する抑止措置

- ⑧ 特に悪質なカスハラへの対処方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆その他併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩ 相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

2.求職者等に対するセクハラ(就活セクハラ)の定義

- ① 事業主が雇用する労働者による性的な言動により、
- ② 求職者等の求職活動等が阻害され、
- ③ 能力発揮に重大な悪影響が生じる等、看過できない支障が生じること

事業主の措置義務は上記のカスハラの場合の措置義務10項目に合わせて

「求職活動等に関するルール(面談の時間・場所、実施体制、使用するSNSの指定等)をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する」の11項目です。

詳しくは当事務所までお問い合わせください。

定時決定により社会保険料が10月分から変更になる場合があります。

給与計算の際は、改めて当事務所からお送りしております「保険料控除額一覧表」をご確認いただき、変更後の保険料額にて控除をお願いいたします。